

県南広域振興局長告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月13日

県南広域振興局長 佐々木 隆

理事

小田島 峰 雄 花巻市東和町土沢7区224番地9